

JSG ニュースレター

<Tax>

新型コロナウイルス対策として 営利事業の 2021 年度中間納税免除申請規定 を財政部が公表

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

財政部は 2021 年 8 月 6 日付で解釈通達を公表し、営利事業が新型コロナウイルスの影響を受け、「重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）予防と負担軽減の促進に関する特別条例（中国語：纾困特別條例）」の施行期間において、以下のいずれかの状況に該当する場合、2021 年度の営利事業所得税の中間納税申告期間内に（12 月決算の場合は 2021 年 9 月 1 日から 9 月 30 日まで、特殊会計年度の採用会社は該当する申告期間、例えば 3 月決算の場合、12 月 1 日から 12 月 31 日まで）[申請書](#)および関連証明書類を所轄の税務当局に提出を行うことで、2021 年度の営利事業所得税の中間納税の免除を申請することができる、としました。

- ・中央目的事業主管機関が、当該特別条例第 9 条第 3 項による法的委任を受け、制定した弁法に基づき各支援措置を提供している場合。
- ・上記以外に、感染拡大により、短期間に営業収入が大幅に減少した場合（例えば、2020 年 1 月以降の任意の連続する 2 か月の平均営業収入または任意の 1 か月の営業収入が 2019 年 12 月以前の 6 か月間または 2018 年以降の任意の 1 年間における同期間の平均営業収入と比較して、15%以上減少している、またはその他の営業収入の急減等）。

財政部は、「申請は簡単に、認定は寛容に」の原則のもと、以下の規定に該当する営利事業は、改めて申請を提出する必要はなく、2021 年度の営利事業所得税中間申告の免除が自動的に適用される、としています。

- ・財政部による 2020 年 7 月 31 日付解釈通達に基づき、既に 2020 年度営利事業所得税の中間納税申告の手続きが免除となっている場合。
- ・2021 年度の間納税申告期間の開始までに、感染拡大の影響等で、規定に基づき、営利事業所得税、営業税、貨物税、酒・たばこ税、特殊貨物および労務税の各税額について所轄の税務当局から納税猶予または分割納付の承認を得ている場合、または営業税の還付について承認を得ている場合。

勤業衆信の見解

- ・ 上述の 2021 年度中間納税申告の免除申請の規定に該当する営利事業において、自社で申請する必要がある場合、運営資金確保のためにも、中間納税申告期間内に税務当局への申請を行うよう注意が必要です。
- ・ 上述の規定に該当せず、2021 年度中間納税申告を行う必要がある営利事業において、上半期の実際の所得額に基づいて中間申告することにより明らかに納税額を抑えることができる場合、実際所得に基づく中間納税のためには青色申告資格または会計士による税務監査が必要であるため、税務監査手続を早急に計画する必要があります。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

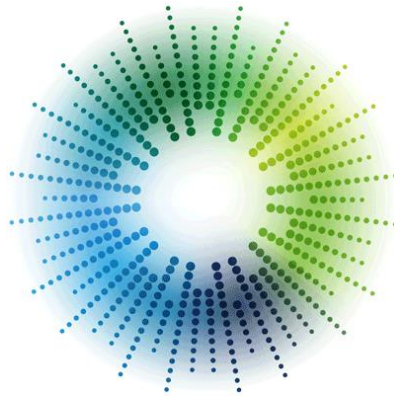
[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。



日商組新聞稿

<Tax>

財政部發布「營利事業因嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 疫情影響申請免辦理 110 年度 營利事業所得稅暫繳申報規定」

- 財政部今(6)日核釋，營利事業因嚴重特殊傳染性肺炎(COVID-19)疫情影響，於嚴重特殊傳染性肺炎防治及紓困振興特別條例(下稱紓困條例)施行期間內，符合下列情形之一，可於辦理 110 年度營利事業所得稅(下稱營所稅)暫繳申報期間(曆年制為 110 年 9 月 1 日至 9 月 30 日，特殊會計年度比照推算，如 4 月制即為 110 年 12 月 1 日至 12 月 31 日)內，檢具[申請書](#)及相關證明文件，向所在地國稅局申請免辦理 110 年度營所稅暫繳申報：
 - 經中央目的事業主管機關依紓困條例第 9 條第 3 項授權訂定之辦法，提供紓困、補貼、補償、振興相關措施者。
 - 其他因受疫情影響，致短期間內營業收入驟減(例如自 109 年 1 月起任連續 2 個月之月平均營業額或任 1 個月之營業額較 108 年 12 月以前 6 個月或 107 年以後之任 1 年同期平均營業額減少達 15%，或其他營業收入驟減情形)者。
- 財政部指出，本於「申請從簡，認定從寬」原則，符合下列規定營利事業無須再提出申請，可直接適用免辦理 110 年度營所稅暫繳申報：
 - 已依財政部 109 年 7 月 31 日令免辦理 109 年度營所稅暫繳申報者。

- 於辦理 110 年度暫繳申報期間開始前，如因疫情影響已依規定經國稅局核准延期或分期繳納營所稅、營業稅、貨物稅、菸酒稅、特種貨物及勞務稅稅額，或核准退還營業稅溢付稅額者。

勤業眾信觀點

- 營利事業符合上述免辦理 110 年度暫繳申報規定者，如須自行提出申請者，應注意須於暫繳申報期間向國稅局提出申請，以保留資金供營運使用。
- 營利事業不符規定仍須辦理 110 年度暫繳申報者，如以試算上半年度所得額暫繳能顯著降低繳稅金額，則需採用藍色申報書或經會計師查核簽證，應及早開始規劃試算暫繳查核作業。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2021 勤業眾信版權所有 保留一切權利